

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

1) 風水害：ハザードマップ

当市のハザードマップによると、当会が立地する地域においては0.3m未満の浸水が想定されているほか、川内川流域においては飯野地区から加久藤地区、真幸地区まで広い範囲で洪水氾濫が予想されている。特に、真幸地区においては5m未満の浸水想定区域が国道、JR吉都線を含む広範囲に及ぶと想定されている。近年では各地で線状降水帯が発生し、当市も被害が発生している。

2) 火山災害：気象庁

気象庁において、平成28年に霧島山〔えびの高原(硫黄山)周辺〕に噴火警戒レベルが設定され、現在はレベル2(1～5でレベルが高いほど危険性が高まる)である。また、実際に噴火した場合、広範囲に及ぶ降灰と火砕流も発生すると予想されている。

3) 地震災害：J-SHIS

昭和43年に真幸地区を中心とする震度5の強震が発生し、全壊家屋498戸など甚大な被害の発生から54年が経過している。また、地震ハザードステーション(J-SHIS)によると人吉盆地南縁断層は今後30年の間に地震の発生する可能性が、国内の活断層の中ではやや高いグループに属すると推定されている。

4) 感染症

新型コロナウイルス感染症など世界的規模で拡大する感染症は、各国で変異株となりワクチン接種者も脅かす状態で急速な増減を繰り返し、当市においても多くの市民の日常生活や生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況(令和4年10月31日時点)

商工業者 1,082人

小規模事業者数 1,041人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	213	209	
製造業	91	82	
卸売業	31	27	
小売業	288	274	
飲食業・宿泊業	122	118	
サービス業	250	248	
その他	87	83	
合計	1,082	1,041	

### (3) これまでの取組

#### 1) 本市の取組

- ・えびの市防災ハザードマップによる市民への周知
- ・「えびの市まちづくり基本構想」「えびの市国土強靱化地域計画」「えびの市地域防災計画」の策定によるリスクと対策の周知
- ・災害時の避難を災害別に設定し周知
- ・自主防災組織の活動支援
- ・防災訓練の促進

#### 2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・宮崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・商工会災害システムによる被害状況報告
- ・防災備品（マスク、消毒液等）を備蓄

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についても具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応について詳細な行動基準が示されておらず、今後細かな役割分担等も含め体制整備が必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や消毒の徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

商工会の感染症対策として、感染拡大時の出勤体制を整備する事やリモートワークのシステムを準備する必要がある。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

えびの市商工会とえびの市と連携し、以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

##### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・当会は巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・当会会員への発送文書や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者等の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する

##### 2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・令和5年度中に作成

##### 3) 関係団体との連携

- ・当会は関係機関と連携を強化し、普及啓発活動への協力依頼やセミナー等の主催もしくは共催を行う。
- ・別表4の「連携して事業を実施する者」に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象としたセミナーを開催もしくは共催し、普及啓発活動を行う。
- ・別表4の「連携して事業を実施する者」からBCPに関する情報やツールを提供いただき、またリスクファイナンスを実現できる損害保険商品等の提供を受ける。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

##### 4) フォローアップ

- ・えびの市事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、えびの市)を開催し、事業者のBCP等の取組状況の確認や改善点等について協議する。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、えびの市との連携ルートの確認等を行う(訓練を必要に応じて実施する)。

#### <2. 発生後の対策>

- ・自然災害等の発災時には、人名救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・自然災害等の発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会とえびの市で共有する。
- ・市内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、えびの市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会とえびの市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業者で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業者で「床上浸水」「建物の全壊半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が推測される地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の 1%程度の事業者で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地域内 0.1%程度の事業者で「床上浸水」「建物の全壊半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会とえびの市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発生時における支持命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来るよう仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域に活動内容について決める。
- ・当会とえびの市は被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会とえびの市が共有した情報を宮崎県の指定する様式3「被害状況内訳書」に記載し、当会から宮崎県商工会連合会を通じて、宮崎県へ報告する。
- ・「被害状況内訳書」による報告が出来ない場合は、電話またはFAX等による報告で情報共有を行う。

・感染症流行の場合は、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会とえびの市が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会またはえびの市から宮崎県へ報告する。

1) 報告様式

【様式3】

### 被害状況内訳書

【令和 年 月 台風 号】

令和 年 月 日現在

	団体名
	担当課 担当者名
	電話番号
	FAX番号

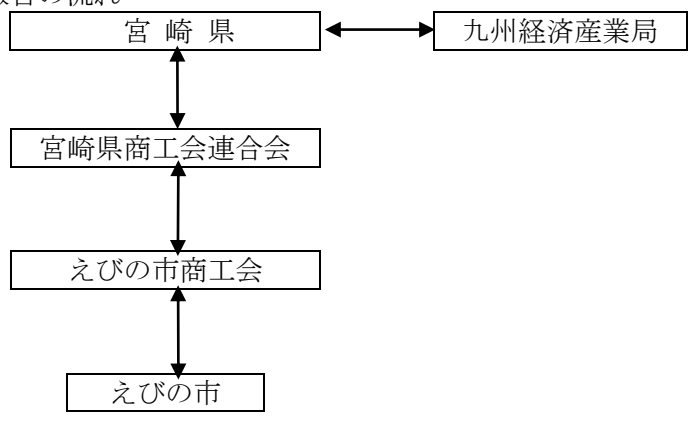
企業等の名称	業種別	被害状況	被害額(千円)	備考

※業種別の欄については、次の区分を参考にして当てはまるものをリストから選択してください。

商業	卸売業、小売業、飲食業
工業	製造業
その他	① 鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業、上記の商業・工業に該当しないもの
	② 観光施設等の被害報告等があった場合は、その他に含めて下さい

※被害状況については、全壊・半壊・床下浸水・床上浸水・商品流出・機械設備被害など、被害状況を記載してください。  
 ※被害額については、分かる範囲で記載してください。不明の場合は記載不要です。

2) 情報共有・報告の流れ



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当会とえびの市は相談窓口の開設方法について協議して決める。当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は、安全性が確認された場合において設置する。

- ・ 当会とえびの市は応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市等の施策)について、小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・ 宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

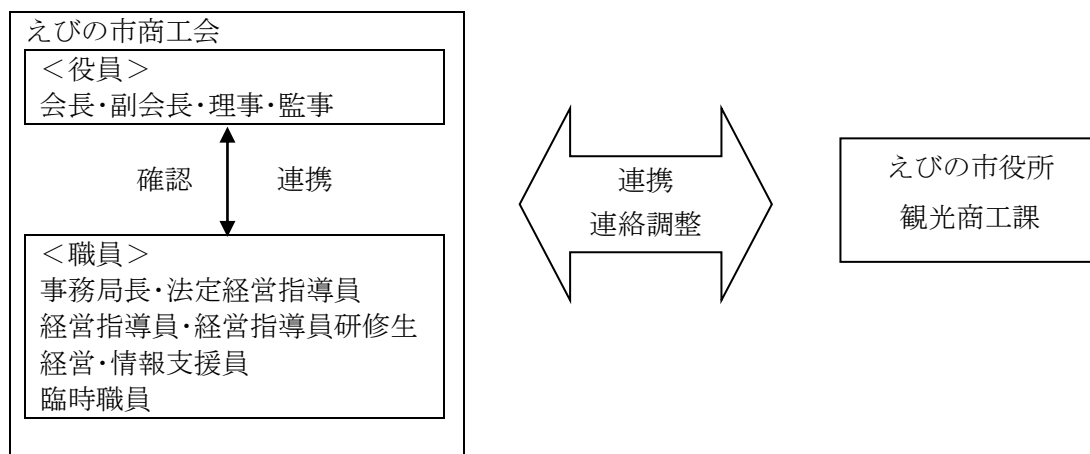
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 萱嶋 桂祐、中村 祥吾 連絡先(後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

えびの市商工会

〒889-4221 宮崎県えびの市大字栗下51番地

TEL: 0984-35-1544 FAX: 0984-35-2644

E-mail: [ebino@miya-shoko.or.jp](mailto:ebino@miya-shoko.or.jp)

②関係市町村

えびの市役所 観光商工課

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1292番地

TEL: 0984-35-1119 FAX: 0984-35-0401

E-mail: [kankoshoko@city.ebino.lg.jp](mailto:kankoshoko@city.ebino.lg.jp)

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
協議会運営費	30	30	30	30	30
セミナー開催	50	50	50	50	50
パンフ・チラシ	50	50	50	50	50
防災・感染症対策費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、市補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店 宮崎支店 支店長 平澤 宏基 宮崎市広島 2-5-11 東京海上日動ビル</p> <p>宮崎県火災共済協同組合 理事長 郡司 宗則 宮崎市松橋 2-4-31 宮崎県中小企業会館 4階</p>
連携して実施する事業の内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・東京海上日動火災保険(株)と連携し、事業継続力強化計画作成支援や損害保険への加入推進</li><li>・宮崎県火災共済協同組合と連携した損害保険（地震補償特約・休業共済等）への加入促進</li></ul>
連携して事業を実施する者の役割
<p>1. 東京海上日動火災保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・セミナーの企画、運営や講師の派遣</li><li>・リスク実態やBCP情報が記載されたツールの提供</li><li>・BCP(含む事業継続力強化計画)作成ツールの提供と個別相談</li><li>・損害保険加入に関する相談、推進</li></ul> <p>2. 宮崎県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小規模事業者に対する災害リスクの周知</li><li>・共済加入に関する相談、推進</li></ul> <p>上記2者と連携し、小規模事業者へ災害リスクの認識と事前対策の必要性を理解させることで、自然災害の発災時に、経営資源の損害を最小限に留めつつ事業を継続する。または早期復旧が可能となる効果が見込まれる。</p>
連携体制図等
<pre>graph TD; A[宮崎県火災共済協同組合] &lt;--&gt; 連携  B[えびの市商工会]; B &lt;--&gt; 連携  C[東京海上日動火災保険(株)]; B &lt;--&gt; D[小規模事業者]; E[災害リスク周知] --- D; F[BCP等の意識啓発] --- D;</pre>